記者発表資料

令和５年 11 月 10 日
東北地方整備局
月山ダム管理所

月山ダム管理所所有車両の車検切れについて

当管理所において、下記のとおり、警報車１台の車検期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していたことが判明しました。
無車検および自賠責保険未加入での運行は、 道路運送車両法および自動車損害賠償保障法の違反行為にあたるため、鶴岡警察署及び山形運輸支局に本事案の事実関係について説明を行いました。
このような事態を生じさせたことを重く受け止め、再発防止策を早急に講じて参ります。

１，事案の概要

11 月 8 日に月山ダム管理所所有の警報車を、冬タイヤへの履き替え作業を行うため、自動車保守単価契約の受注者へ持ち込んだところ、同車の車検切れが発覚したものです。
運転日誌を確認したところ、車検切れとなる 10 月 17 日から 11 月 8 日まで 11 日間走行。(距離 414km)
この間の事故やトラブル等は発生していません。

２，原　因

車検の実施時期を所内の職員間で十分に共有できておらず、車検の実施を失念したためです。

３，判明後の対応

当該車両については、使用を中止し、直ちに必要な検査を実施することとしました。
また、他の車両については車検を受け、自賠責保険に適切に加入していることを確認しました。

４．再発防止策

今まで以上に車両の点検や整備の予定を関係者と共有し、複数の関係者による車検期限の確認を実施し再発を防止します。
また、検査標章とは別に車両内へ車検期限の掲示を行います。

発生日時：令和　5 年　11 月 8 日（水）　14 時 00 分 頃
発生場所：月山ダム管理所

＜発表記者会＞鶴岡記者会、鶴岡市ケーブルテレビジョン、コミュニティ新聞

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　月山ダム管理所
山形県鶴岡市上名川字東山８－１１２
電 話 ０２３５－５４－６７１１（代表）
管理所長　猿田　　誠　　（内線２０１）
総務係長　山口喜美雄　　（内線２１２）